

一般社団法人 日本家政学会中部支部規約

本支部規約は一般社団法人日本家政学会定款をもとにして定める。

(名称)

第1条 本支部は一般社団法人日本家政学会中部支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は支部長の任地に置く。

(目的)

第3条 本支部は支部の家政学ならびにその教育に関する研究の促進と普及をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(会員)

第5条 本支部は中部地方に在勤あるいは在住する日本家政学会会員をもって組織する。

(役員)

第6条 本支部に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	1名
幹事	15名以内
庶務幹事	1～3名
会計幹事	1～2名
企画幹事	1～2名
監事	2名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 支部長、副支部長、幹事および監事は支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。
- (2) 庶務幹事、会計幹事、企画幹事は支部長が指名し、役員会の承認を受ける。

(役員職務)

第8条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は支部の業務を審議し、執行する。
- (4) 庶務幹事は支部の庶務の任にあたる。
- (5) 会計幹事は支部の会計の任にあたる。

(6) 企画幹事は支部の企画の任にあたる。

(7) 監事は支部の業務および会計の監査を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2か年とし、再選を妨げない。但し、同じ役職を3期以上つづけることはできない。尚、役員交代は本部役員交代時と同一とする。

(会議)

第10条 通常総会は年1回支部長が召集する。

(1) 総会は支部の重要事項について議決する。

(2) 役員会は支部長が適宜召集し、議長となる。

(会計)

第11条 支部の会計は本部からの交付金、その他によりまかなう。

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員解任)

第12条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(事業計画及び予算)

第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(規約の変更)

第15条 本規約の変更は支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

1 この規約は昭和59年7月14日から施行する。

2 この規約の実施に関わる細部に関しては別に定める内規による。

(昭和59年7月17日 臨時総会にて可決)

3 この規約は平成9年11月1日から改正施行する。

4 この規約は平成12年10月15日から改正施行する。

5 この規約は平成16年9月17日から改正施行する。

6 この規約は平成22年5月29日から改正施行する。

7 この規約は平成23年9月17日から改正施行する。